

(別 紙)

〈入居料（1 か月あたり）〉

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に 要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	44,314	10,000	Aタイプ 20,000
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	44,314	13,000	
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	44,314	16,000	
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	44,314	19,000	Bタイプ 10,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	44,314	22,000	
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	44,314	25,000	居室番号
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	44,314	30,000	< Aタイプ >
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	44,314	35,000	260
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	44,314	40,000	< Bタイプ >
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	44,314	45,000	252・253・255 256・257・258
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	44,314	50,000	
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	44,314	57,000	261
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	44,314	64,000	351・352・353 355・356・357
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	44,314	71,000	358・360・363
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	44,314	78,000	
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	44,314	85,000	
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	44,314	90,300	
18	3,100,000円以上	44,314	90,300	

注1) 11月から3月の間は、冬期加算として1,880円を加算します。

注2) 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30パーセント減額した額とします。

注4) 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。

注5) 徳島県事務費補助金額の変更により、サービスの提供に要する費用が R6.4.1 から変更となりました。